

平成29年度八王子市農業委員会第8回総会会議録

1. 開催年月日 平成29年11月28日 火曜日
2. 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
3. 開催時間 午後2時から 午後3時まで
4. 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 石川 研 | 2番 原島 元義 |
| 3番 荻田 米蔵 | 4番 鈴木 勝久 |
| 5番 久保 良政 | 6番 栗原 才 |
| 7番 米津 元一 | 8番 峯尾 三千年 |
| 9番 鈴木 勇次 | 10番 有竹 満次 |
| 11番 菱山 史郎 | 12番 中西 伸夫 |
| 13番 鳴海 有理 | 14番 熊澤 治彦 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 15番 内藤 廣行 | 16番 三上 正治 |
| 17番 内田 茂 | 18番 金子 文利 |
| 19番 町田 裕通 | 20番 井上 正芳 |
| 22番 門倉 豊 | |

5. 欠席委員 (1名)

21番 福田 一訓

6. 事務局職員出席者

事務局長 木内 基容子	課長 音村 昭人
主査 上原 裕之	主査 黒田 康雄
主任 上村 剛	

平成29年度
八王子市農業委員会 第8回総会 議題

(平成29年11月28日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 東京都農業会議表彰事業「平成29年度農業功労者」の推薦について

【報告案件】

- 第10 農地の権利取得の届出について
- 第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第12 農地所有適格法人の報告について
- 第13 平成29年度農業委員会総会の開催日の変更について

《午後2時開会》

議長 ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第8回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第21番福田一訓委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」10月1日から10月31日までの届出分（9件）、第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」10月1日から10月31日までの届出分（29件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（15件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に関する適格者の証明

について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は檜原町、耕作面積は511㎡。相続開始年月日は平成29年5月20日。

相続人について、住所は檜原町、年齢61歳、被相続人との続柄は「養女」。

適用を受けようとする農地は檜原町にある1筆、511㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成9年5月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員

それでは地区の担当委員として報告します。11月15日、事務局職員と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者は、約25年前から農作業に携わり、20年前に父が亡くなってからは、被相続人である母とともに主体的に農作業に従事してきました。農地は自宅に隣接しているため、ほぼ毎日農作業に従事し、ダイコン、ハクサイ、サトイモ、ネギを栽培しています。収穫した野菜は主に自家消費をするほか、近所へ配っているそうです。最近では、趣味のひとつとして楽しみながら農作業をしているとのこと。耕うん機の操縦やマルチを引く作業は夫に手伝ってもらいながら、今後も夫婦で協力し、これまでどおり農業を続けていくとお話されていました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思えます。報告は以上です

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」
被相続人について、住所は緑町、耕作面積は1,975㎡。相続開始年月日は平成29年3月27日。
相続人について、住所は緑町、年齢71歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は緑町にある3筆、計1,446㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成29年3月27日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員として報告します。11月16日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者は、子供の頃から両親を手伝う形で農作業に携わり、栽培技術を磨いてきました。教員を定年退職してからは本格的に農業に従事しています。自宅に隣接する農地では小学校給食用のニンジンやダイコンのほか、主に庭先販売用のコマツナ、ホウレンソウ、サトイモ、ハクサイ、シュンギク、ネギ、チンゲンサイ、トウガラシなど約15種類もの野菜を栽培しています。また、ウメ、ビワ、ユズ、カリン等の果樹も栽培していました。今後も妻や長男と協力し、今までどおり農業を続けていくと話していました。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員

農業経営開始日についてですが、農作業歴がありながら農業経営開始日が相続開始日と同日です。他の案件では、農作業歴のある方の農業

経営開始日がかなり前の日付となっていました。経営の捉え方はそれぞれ違うと思いますが、分かりやすいように記載してください。

事務局 以後、気を付けたいと思います。

議長 他にございませんでしょうか。

推進委員 亡くなった日を知りたいのですが、記載してもらえないでしょうか。

事務局 今後、記載するようにします。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は谷野町の土地3筆、計2,162.98㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は谷野町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成28年6月5日。年齢は84歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。11月17日、事務局職員と現地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。願出者の母は、元気なころは、ほぼ毎日農作業に従事し、いろいろな野菜を生産していました。収穫した野菜は農協に出荷していたそうです。亡くなる7年前に脳梗塞を患ってからは介護が必要な状態になりました。農作業が思うようにできなくなったため、願出者たち家族に手

伝ってもらっていたそうです。今回の調査により、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

議長

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は中野山王二丁目の土地26筆、計8,212.88㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は中野山王二丁目、申出者との続柄は「養父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年5月16日。年齢は85歳、年間従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。11月20日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、申出者とその母にお話をうかがいました。申出者の養父は長年当該農地にてほぼ毎日農作業に従事してきました。葉物野菜全般を栽培し、青果市場や道の駅、JA、スーパーなどに出荷してきたそうです。今年に入ってから急に食欲がなくなったため病院で検査を受けたところ、肺炎、脱水症状、腎機能の低下が判明しました。その後、入院し治療を受けていましたが、肺炎のため85歳で亡くなりました。今回の調査により、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。質問・意見はありませんか。

農業委員

一般的に地番は1998番1や1998番2との表記されることが多いですが、今回は1998番イ1や1998番イ2などがあります。これは何か意味

があるのでしょうか。

事務局

最近では1998番1や1998番2といった表記の地番が多いですが、以前はイロハニホヘトや甲乙丙丁を使うものが存在しました。これは古いタイプの地番表記です。

議長

他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第9「東京都農業会議表彰事業平成29年度農業功労者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「東京都農業会議表彰事業平成29年度農業功労者の推薦について」候補者について、住所は四谷町、部門は「野菜」。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員

今回の人選は地区担当の推進委委員に進めていただきました。本日はその推進委員が欠席していますので、地元、元八王子地区の委員として私から一言申し上げたいと思います。推薦者とは世代が違うため、直接の面識はありませんが、その息子さんのことはよく存じ上げています。推薦書でも触れていますが、昔は大きな養蚕農家でしたが、現在は露地野菜を庭先販売しています。今でも農作業の中心は推薦者だそうです。以前は、地元小学校からの依頼で子供たちを自宅に招いて昔ながらの農機具などを紹介するなど、地域への貢献も積極的に果たしていたそうです。農業功労者の候補者として相応しいのではないかと

と思います。以上です。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第9については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、推薦することに決定しました。第10「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第10「農地の権利取得の届出について」を報告。（3件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告（9件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

推進委員 市街化調整区域における納税猶予は、20年で免除が確定するものもあったかと思います。今回、免除が確定した者の中に20年で免除が確定した者はいますか。

事務局 2番の方が20年での免除の確定です。他の5件は死亡による免除の確定です。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、質問なしと認めます。

第12「農地所有適格法人の報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第12「農地所有適格法人の報告について」を報告。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第13「平成29年度農業委員会総会の開催日の変更について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第13「平成29年度農業委員会総会の開催日の変更について」を報告。

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

8 番 峯尾 三千年 委員

9 番 鈴木 勇次 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第8回総会を閉会します。

《午後3時閉会》